

知立市公共施設照明LED化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

知立市

□ 実施要領目次

1	事業名	1
2	事業の目的	1
3	事業の概要	1
4	応募期間（参加意向申出書の提出期間）	2
5	参加資格要件	2
6	事業者選定の流れ	4
7	提案募集スケジュール（予定）	4
8	募集及びプロポーザル参加意向申出書について	5
9	参加資格の確認及び提案資格確認結果の通知	6
10	事業提案書の提出と作成要領	6
11	提案審査会（プレゼンテーション）	8
12	審査方法	8
13	契約に関する事項	9
14	事業の実施に関するその他事項	11
15	その他	11
16	問合せ先	11

知立市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル実施要領

<注意事項>

本プロポーザルは、令和6年度当初予算の成立前に準備行為として実施するものであり、当該予算が減額又は否決された場合は、変更または中止とすることがあります。

1 事業名

知立市公共施設照明LED化事業

2 事業の目的

知立市（以下「本市」という。）では、CO₂削減による低炭素社会の実現、経常経費削減による財政負担の軽減を目的として、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

知立市公共施設照明LED化事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、調査、設計、施工、賃貸借、維持管理を一括で委託できる、本市に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3 事業の概要

事業概要は、次のとおりとする。

(1) 対象施設

「別表1 対象施設一覧表」のとおり。

※ 現地調査、設計業務等の結果、又は本市の公共施設保全方針等の変更によっては、対象施設及び対象範囲の変更も協議を経て可とする。

(2) 照明器具の種別及び数量

「別表2 既設照明・提案照明一覧表」のとおり。

※ 現地調査、設計業務等の結果、又は本市の公共施設保全方針等の変更によっては、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

※ 「別表2 既設照明・提案照明一覧表」については、本市ホームページには掲載せず、参加資格があると認められたものに別途配布する。

(3) 契約方式

賃貸借契約 10年（120か月）※ 対象施設毎の契約期間は「別表1 対象施設一覧表」を参照。

なお、本事業で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

(4) 賃貸借期間

賃貸借開始日については、下記のとおりとする。

施工グループ① 令和6年10月1日

施工グループ② 令和7年3月1日

- ※1 全ての施設の賃貸借契約を令和7年3月1日には開始することとする。
- ※2 各施設の施工・賃貸借契約開始スケジュールは、「別表3 事業スケジュール」記載の時期を目安に、本市との協議により決定することとする。

(5) 提案限度額（税込）

全対象施設の賃貸借料の総額

160,044,000円

施工グループ①（賃貸借開始時期が令和6年10月1日の施設）の賃貸借料の合計額

67,315,000円

施工グループ②（賃貸借開始時期が令和7年3月1日の施設）の賃貸借料の合計額

92,729,000円

なお、消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により決定する。

(6) 業務内容

「別紙1 知立市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書（別紙1）」という。）のとおり。

4 応募期間（参加意向申出書の提出期間）

令和6年3月4日（月）～3月15日（金）午後5時必着

5 参加資格要件

(1) 応募者

ア. 次の3者での共同企業体を構成して応募するものとする。

ただし、1者で①～③の複数の業者を兼ねることは差支えない。

- ① 機器を賃貸借及び管理する業者
- ② 調査・設計する業者
- ③ 工事を施工管理する業者

イ. 応募者の代表者は①機器を賃貸借及び管理する業者とする。その代表者を連絡窓口とし、業務遂行の責を負うものとする。

ウ. 参加表明時は、応募者の構成員の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 応募者の資格

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。

イ. 業務の種類に応じ、令和6年・7年度知立市入札参加資格者名簿に登録見込みであり、かつ愛知県内に本店、支店、又は営業所があること（グループ構成者全員）。

ウ. 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に知立市入札参加資格停止要領（令和2年5月1日）による入札参加資格停止を受けていないこと。

- エ. 工事を施工管理する業者は、参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- オ. 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（令和4年4月1日）に基づく排除措置を受けていないこと。
- カ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ク. 工事を施工管理する業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事業として建設業の許可を受けていること。

（3）応募に関する留意事項

ア. 費用負担

応募に関するすべての書類作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ. 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市は本事業以外の目的で提出書類を使用し、情報を洩らしたりすることはない。なお、応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

ウ. 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ. 本市からの提出資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ. 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ. 複数の応募者の構成員になることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ. 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

ク. 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ. 虚偽の記載の禁止

参加表明又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明及び提案書を無効とする。

6 事業者選定の流れ

(1) 応募者

本提案募集への応募者は、「5 参加資格要件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 参加資格要件の確認及び確認結果通知

参加表明した者の参加資格要件を確認し、結果を通知する。

(3) 受託候補者の選定

知立市公共施設照明LED化事業者選定委員会により、提案内容を審査し、受託候補者を選定する。

(4) 基本協定書の締結

本市及び受託候補者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

(5) 詳細協議

受託候補者は、現地調査を実施し、契約の諸条件等について詳細協議を進めるものとする。詳細については、「13 契約に関する事項」を参照すること。

なお、詳細協議が不調に終わった場合には、次点の業者（以下「次点者」という。）と協議を行うものとする。

7 提案募集スケジュール（予定）

提案募集及び選定は、次の日程で行う。

項目	日程
実施要領の公開	令和6年3月4日（月）
質問の受付 （専用フォーム）	令和6年3月4日（月）～3月11日（月）午後5時まで （質問は3月14日（木）までに随時HPで回答を公表）
参加意向申出書の提出期間 （専用フォーム）	令和6年3月4日（月）～3月15日（金）午後5時まで
資格確認結果の通知	令和6年3月19日（火）まで
事業提案書の受付（専用フォーム）	令和6年3月19日（火）～4月3日（水）午後5時まで
提案審査会（プレゼンテーション）	令和6年4月9日（火）
審査結果の通知	令和6年4月17日（水）まで
基本協定書の締結	令和6年4月下旬
調査・詳細協議（施工グループ①）	令和6年4月下旬～6月上旬
賃貸者契約の締結（施工グループ①）	令和6年6月上旬
調査・詳細協議（施工グループ②）	令和6年9月上旬～10月下旬
賃貸借契約の締結（施工グループ②）	令和6年10月下旬

8 募集及びプロポーザル参加意向申出書について

(1) 質問受付

本実施要領、仕様書（別紙1）等について不明な点がある場合は、下記の方法により提出すること。

- ア. 提出期間 令和6年3月4日（月）～3月11日（月）午後5時まで
イ. 提出方法 専用フォームにアクセスし、必要事項（会社名、担当者名）及び質問内容を入力すること。なお、上記以外の方法による質問には回答しないものとする。
専用フォーム URL : <https://logoform.jp/form/H73k/472127>



- ウ. 回答方法 上記の期間中に質問書の提出があった場合は、質問者の名称等は伏せたいうえで、令和6年3月14日（木）までに随時回答をホームページ上にて公表するものとする。

(2) プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加意向の場合、下記の方法により必要書類を提出すること。

- ア. 提出期間 令和6年3月4日（月）～3月15日（金）午後5時まで
イ. 提出方法 専用フォームにアクセスし、下記のウ. 入力内容・提出書類で示す内容を入力の上、必要な資料を提出すること。なお、ウ. 入力内容・提出書類で示す書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で提出することを可能とする。その際は、パスワードを本実施要領 16. 問合せ先まで連絡すること。
専用フォーム URL : <https://logoform.jp/form/H73k/472030>



- ウ. 入力内容・提出書類

① 入力内容

- ・会社名、代表者名、所在地
- ・担当者名、所属、役職、電話番号、メールアドレス

② 提出書類

・グループ構成表（様式第1）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明記する。
構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

・会社概要（様式第2）

会社概要には、設立年月日、代表者職氏名、設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（うち技術者数）及び会社の特徴等について具体的に記載し、構成員ごとに提出すること。

なお、会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合、それを添付してもよい。ただし、工事を施工管理する業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事業としての建設業の許可書の写しを添付のこと。

・ 企業状況表（様式第3）

構成員ごとに提出すること。

・ 業務実績調書（様式第4）

構成員ごとに、同種業務の受注実績を記載し、提出すること。

なお、同種業務とは公共施設照明LED化に関する業務のことをいう。

9 参加資格の確認及び提案資格確認結果の通知

参加申込者が参加要件を満たす者であるか確認し、事業提案書の提出者を決定した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書（様式第5）により、令和6年3月19日（火）までに参加申込者に通知するものとする。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

10 事業提案書の提出と作成要領

(1) 事業提案書の提出

令和6年3月19日（火）までに本市が通知する提案資格確認結果通知書（様式第5）を受け、提案資格有と認められた応募者は、当該事業提案書を次のとおり提出すること。

ア. 提出期間 令和6年3月19日（火）～4月3日（水）午後5時まで

イ. 提出方法 専用フォームにアクセスし、必要事項の入力及びウ. 提出書類で示す書類を提出すること。なお、ウ. 提出書類で示す書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で提出することを可能とする。その際は、パスワードを本実施要領16. 問合せ先まで連絡すること。

専用フォーム URL : <https://logoform.jp/form/H73k/472141>



ウ. 提出書類

次の書類について、全てPDF形式で提出すること。

1. 事業提案書（自由様式）

仕様書（別紙1）の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

① 業務実施方針等

本事業の実施方針及び手法、業務への取り組み体制、工程計画等を記述すること。

本事業の賃貸借期間を10年間とすること。また、賃貸借期間終了後は、本事業により導入したLED照明について、知立市に無償譲渡すること。

② 使用機器について

施設、室用途、又は器具種別ごとに、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。また、使用する機器すべてが仕様書（別紙1）の内容を満たしていることが分

かる書類（器具の姿図や性能等が分かる資料）を添付すること。

なお、事業者の今までの経験や実績により必要とされる付属品等があれば、その旨、提案に記載すること。

③ 費用対効果

LEDに交換しない場合と交換した場合の年間にかかる費用の比較表を作成すること。記載の内容は、交換しない場合の費用については電気料（ただし、電球の交換に係る費用等は含まないものとする。）、交換した場合の費用については電気料と賃貸借料の総額とすること。なお、提案の電気料の算出に当たっては、「別表1 対象施設一覧表」のとおり施設ごとの契約電力（契約種別）を参考とし、従量料金単価については、「別表2 既設照明・提案照明一覧表」に記載の単価（中部電力ミライズ㈱の標準料金単価）を用いること。

また、作成した比較表を条件として、交換しない場合とLEDに交換した場合の10年間にかかる電気使用量及び二酸化炭素排出量比較を記述すること。二酸化炭素排出量の算出には、高圧契約は2013年度実績の㈱エネットの実排出係数0.423 kg-CO₂/kWhとし、低圧契約は2013年度実績の中部電力㈱の実排出係数0.513 kg-CO₂/kWhを用いること。

④ 維持管理業務の実施方針

賃貸借期間における実施方針及び手法、業務への取組体制、緊急時の対応方法を記述すること。

⑤ 緊急時の対応について

設置工事ができなくなった場合、製品が想定以上に故障、腐食した場合などの対応、災害時を含む緊急時の対応方法についての考え方を記述すること。

⑥ 品質管理について

施工の品質を確保するための具体的な提案であること。

⑦ 既存公共施設照明の処分方法について

取り外した既存公共施設照明の処分方法を記述すること。

2. 予想事業総額提案書（様式第6）

器具費などの積算内訳を示すこと。

（2）作成要領

- ア. 各提出書類のファイル名には「1. 事業提案書（代表企業：〇〇会社）.pdf」のように、番号、提出書類名、事業者名を記載し、閲覧しやすいようにすること。
- イ. 各提出書類の規格、書式、頁数の制限については、特に定めのないものとする。ただし、文字の大きさ等見やすさに留意すること。
- ウ. 事業提案書には表紙をつけ、本業務名と提案事業者名を記載すること。
- エ. 略語や専門用語については、必要に応じて脚注を付すこと。

（3）提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

（4）事業提案書等の公開又は非公開の別

選定された事業提案書等の提出書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の事業

提案書類は事業者名をはじめ、非公開とする。ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(5) 提案の無効

- ア. 提案者が同一事項のプロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- イ. 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- ウ. 提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- エ. 予想事業総額提案書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい金額を訂正したとき。
- オ. その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(6) 参加を辞退する場合

プロポーザル参加意向申出書を提出した応募者が、参加を辞退する場合は、辞退理由を明記した提案辞退届（自由様式）を令和6年4月3日（水）午後5時までに事務局宛に提出すること。

1.1 提案審査会（プレゼンテーション）

- (1) 日 時 令和6年4月9日（火）午前10時から午後5時まで

※各参加者の時間等詳細は別途通知。

- (2) 場 所 知立市役所 本庁舎3階第1会議室

※控室は、知立市役所 本庁舎3階行政資料コーナー

- (3) 出席者 本事業に直接関わる予定の担当者（4名以内）

- (4) 方 法 持ち時間は40分間とし、下記の時間配分で実施する。

〔時間配分〕 準備（5分）、企画提案内容のプレゼンテーション（20分）、
ヒアリング（10分）、片付け（5分）

※なお、提案者が4者以上の場合は、1者あたりの時間を短縮する場合がありますので、留意すること。

(5) プレゼンテーション内容

提出した提案書をもとに、説明することを主とし、必要に応じて補足するものとする。また、必要に応じて、追加資料を求めることがある。

(6) 当方で準備できる資材

- ① 大型ディスプレイ
- ② 会場の電源、コードリール

1.2 審査方法

知立市公共施設照明LED化事業者選定委員会を設置し、業務の内容に最も適すると認められる事業者を決定する。

(1) 選定委員会の構成

委員 企画部長
協働推進課長
財務課長
子ども課長
長寿介護課長
教育庶務課長
文化課長

(2) 評価基準及び配点基準

審査における評価基準は、「別紙2 知立市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル評価基準表」のとおりとする。

なお、応募者が1者だけの場合でも、提案審査会を実施し、審査を行う。

(3) 受託候補者の決定

- ア. 各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員7名／700点満点）が最も高い評価点数を得た提案者を受託候補者として選定する。
- イ. 委員の合計点数の合計が60%以上（420点以上）であることを最低基準とする。
- ウ. 最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を決定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ア. 審査結果は、令和6年4月17日（水）までに、事業提案書の提出者全員にプロポーザル結果通知書（様式第7）により通知するものとする。
- イ. 審査結果（業者名（受託候補者のみ）・点数）を、ホームページ上にて公表する。
ただし、審査結果の詳細は公表しない。
- ウ. 審査結果に対する異義を申し立てることはできない。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア. 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- イ. 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- エ. 本実施要領に違反すると認められる場合。

1.3 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

本市及び受託候補者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議

受託候補者は、自己の責任と費用において、本事業に関して必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、本市は、必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

ア. 受託候補者は、提案した内容の賃貸借料の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等案分して、使用機器毎の製品代・工事費の単価内訳も添付すること。また、公表データの「別表2 既設照明・提案照明一覧表」について、記載内容と現地との整合確認のために必ず現地調査を実施し、現況に即した内容に更新すること。

イ. 詳細協議においては、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、次の事項について本市と協議を行うものとする。

(a) 賃貸借契約金額

① 提案限度額の範囲内であること

② 賃貸借期間中にLED照明に交換することで削減できるコストが、賃貸借業務に要する費用を上回ること。

③ 提案書の内容と選定機器及び単価、その他費用等に相違がないこと。

(b) 実施体制等

(c) 施工計画

(d) その他賃貸借契約の内容に関すること

(3) 契約の締結

契約内容について、本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

なお、本市と受託候補者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点者と基本協定書を締結し、詳細協議を行うものとする。

(4) 契約の枠組み

ア. 契約当事者

本市（発注者）及びリース事業者（事業者）

イ. 契約締結時期

施工グループ① 令和6年6月上旬

施工グループ② 令和6年10月下旬

ウ. 契約の概要

提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ. 契約金額

提案書等で提示された金額を基に、協議により決定する。

(5) 事業実施におけるリスク分担

提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、本市の指示又は過失に起因するものや天災等の事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

14 事業の実施に関するその他事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア. 事業者は、本実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
- イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、両者で誠意をもって協議すること。

(2) 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により遂行され、本市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

- ア. 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、本市は、事業者との契約を解除することができるものとする。
- イ. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。
- ウ. ア又はイにより契約を解除した場合には、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- エ. 不可抗力、その他本市又は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、本市と事業者は、事業継続の可否について協議する。

15 その他

- (1) 本市は受託候補者決定後、契約内容について受託候補者の提案に拘束を受けないものとする。
- (2) 事業提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 提出された事業提案書等の書類は返却しない。
- (4) 選考結果による異議の申立ては受け付けない。
- (5) 理由を問わず、参加意向申出書及び事業提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (6) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。

16 問合せ先

愛知県 知立市役所 企画部財務課 資産経営係
郵便番号 472-8666
所在地 愛知県知立市広見三丁目1番地
電話 0566-95-0187
F A X 0566-83-1141
E mail zaimu@city.chiryu.lg.jp

(様式第1)

令和 年 月 日

知立市長 林 郁 夫 様

グループ構成表

知立市公共施設照明LED化事業の提案書に基づく選定の参加について、以下の構成員で申請します。

代表者：

所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

電話番号

E-mail

担当役割 [事業役割：金融・調査・施工・その他 ()]

その他企業グループ構成員：

所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

電話番号

E-mail

担当役割 [事業役割：金融・調査・施工・その他 ()]

所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

電話番号

E-mail

担当役割 [事業役割：金融・調査・施工・その他 ()]

(様式第2)

令和 年 月 日

知立市長 林 郁 夫 様

会 社 概 要

商号又は名称 _____
所 在 地 _____
代表者 職 氏名 _____
電 話 _____
F A X _____

資本金	円
従業員数	名
(内訳)	事務系 名 ・ 技術系 名
ISO 取得状況	
事業概要 (設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧)	
会社の特徴	

※1：構成員ごとに提出すること。

※2：設立年月日、代表者職氏名、設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（うち技術者数）及び会社の特徴等について具体的に記載すること。なお、会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合、様式第2に代わってそれを添付してもよい。ただし、工事を施工管理する業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事業としての建設業の許可証の写しを添付のこと。

(様式第3)

企業状況表

住 所	
商号又は名称	
代表者 職 氏名	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。	有 無 （有の場合の理由）
参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの期間に知立市から指名停止の措置を受けている。	有 無 （有の場合の理由）
【工事を施工管理する業者のみ記載】 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている。	有 無 （有の場合の理由）
知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（令和4年4月1日）に基づく排除措置を受けている。	有 無 （有の場合の理由）
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている。	有 無 （有の場合の理由）
民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている。	有 無 （有の場合の理由）
最近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税を滞納している。	有 無 （有の場合の理由）

注1) 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

注2) 構成各社ごとに提出すること。

注3) 上記について、疑義が生じた場合、必要に応じて関係機関への照会ないし根拠資料の提出を求める場合があります。

(様式第 4 - 1)

業務実績調書

1	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで	受託費	千円
	業務の概要			
2	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで	受託費	千円
	業務の概要			
3	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで	受託費	千円
	業務の概要			

(様式第 4 - 2)

業務実績調書

4	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで	受託費	千円
	業務の概要			
5	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで	受託費	千円
	業務の概要			

※構成員ごとに提出すること。

※業務実績は1項目につき1件とし、最大5件（現在実施中のものも可）まで記載できることとする。

※業務の概要は同種業務の内容・実績等を記入すること。

(様式第5)

提案資格確認結果通知書

令和 年 月 日

御中

知立市長 林 郁 夫

下記プロポーザル案件について、提案資格確認結果を通知します。

記

業 務 名	知立市公共施設照明LED化事業
履 行 場 所	知立市内公共施設
履 行 期 間	【施工グループ①】 ＜賃貸借期間＞ 令和6年10月1日から令和16年9月30日までの 120か月（長期継続契約） ＜工事期間＞ 賃貸借契約の締結の日から令和6年9月30日まで 【施工グループ②】 ＜賃貸借期間＞ 令和7年3月1日から令和17年2月28日までの 120か月（長期継続契約） ＜工事期間＞ 賃貸借契約の締結の日から令和7年2月28日まで
提 案 資 格 の 有 無	(資格有の場合) 資格を有することを認めます。 (資格無の場合) 次により、資格を有することを認めません。 理由：〇〇のため。
担当課	財務課

(様式第6)

予想事業総額提案書

本事業に係る費用を記入の上、内訳を添付すること。

(1) 施工グループ①の賃貸借料

(消費税込み)

項目	金額(円)	備考
LED照明器具費		
施工費		
関係諸官公庁申請手数料		消防検査費等
既存照明器具等の処分費		
その他		維持管理費、金利、動産保険料等
合計(A)		
月額		10年(120ヶ月)賃貸借

(2) 施工グループ②の賃貸借料

(消費税込み)

項目	金額(円)	備考
LED照明器具費		
施工費		
関係諸官公庁申請手数料		消防検査費等
既存照明器具等の処分費		
その他		維持管理費、金利、動産保険料等
合計(B)		
月額		10年(120ヶ月)賃貸借

(3) 全対象施設の賃貸借料の総額

(消費税込み)

項目	金額(円)	備考
合計		(A) + (B)

(様式第7)

プロポーザル結果通知書

令和 年 月 日

御中

知立市長 林 郁 夫

貴社より提出のあった下記プロポーザル提案書について、審査結果を次の通り通知します。

記

事業名	知立市公共施設照明LED化事業
事業場所	知立市内公共施設
履行期間	【施工グループ①】 ＜賃貸借期間＞ 令和6年10月1日から令和16年9月30日までの120か月（長期継続契約） ＜工事期間＞ 賃貸借契約の締結の日から令和6年9月30日まで 【施工グループ②】 ＜賃貸借期間＞ 令和7年3月1日から令和17年2月28日までの120か月（長期継続契約） ＜工事期間＞ 賃貸借契約の締結の日から令和7年2月28日まで
審査結果	（結果1：受託候補者宛）貴社を受託候補者として特定しました。 契約等の手続きについては、別途連絡します。 （結果2：他の参加者宛）以下のものを、受託候補者として特定しました。 受託候補者：
担当課	財務課